

相模原市個人情報保護条例施行規則

平成17年 3月24日

規則第15号

改正 平成17年 5月20日規則第50号
平成18年 3月19日規則第64号
平成19年 3月 9日規則第59号
平成19年 3月30日規則第75号
平成19年 6月30日規則第144号
平成20年 3月28日規則第24号
平成20年 3月31日規則第43号
平成21年 3月31日規則第34号
平成22年 3月25日規則第20号
平成23年 2月10日規則第 5号
平成23年 4月 1日規則第40号
平成23年 6月 1日規則第48号
平成24年 3月30日規則第11号
平成24年 4月 1日規則第67号
平成25年 3月 1日規則第16号
平成25年 3月14日規則第18号
平成25年 3月29日規則第34号
平成26年 4月 1日規則第58号
平成26年10月 1日規則第105号
平成26年10月 1日規則第111号
平成27年10月 2日規則第110号
平成28年 3月31日規則第30号
平成29年 3月30日規則第18号

相模原市個人情報保護条例施行規則（平成 5 年相模原市規則第25号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、相模原市個人情報保護条例（平成16年相模原市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し、市長が保有する個人情報の保護について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「課」とは、相模原市行政組織及び事務分掌規則（平成19年相模原市規則第66号）第42条第1項の課等、相模原市区役所組織及び事務分掌規則（平成22年相模原市規則第19号）第7条第1項に規定する課等並びに相模原市消防局組織等規則（平成19年相模原市規則第67号）第2条第1項及び相模原市消防署組織等規程（昭和39年相模原市消防本部告示第5号）第2条第1項に規定する課をいう。

（平18規則64・平19規則59・一部改正、平19規則75・全改、平21規則34・平22規則20・平24規則11・平25規則18・平25規則34・平26規則58・平29規則18・一部改正）

（保有個人情報取扱事務から除かれる公文書）

第3条 条例第7条第2項各号に規定する実施機関が定める公文書は、別表第1に掲げるものとする。

（平19規則75・一部改正）

（個人情報管理責任者）

第4条 市長は、個人情報の取扱い、管理その他の個人情報の保護について必要な措置を講ずるため、課に個人情報管理責任者を置く。

2 個人情報管理責任者は、課の長をもって充てる。

3 個人情報管理責任者は、次に掲げる事務を行う。

(1) 個人情報の適正な管理に関すること。

(2) 個人情報の取扱いの制限、収集の制限、利用及び提供の制限等適正な取扱状況の把握に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関すること。

（平22規則20・一部改正）

（個人情報管理主任）

第5条 個人情報管理責任者の職務を補助させるため、課に個人情報管理主任を置く。

2 個人情報管理主任は、課の長が指定した職員をもって充てる。

（平19規則75・一部改正）

（提供できる保有個人情報の範囲）

第6条 条例第9条第3項に規定する保有個人情報の範囲は、診療報酬明細書（生活保護法（昭和25年法律第144号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による診療報酬若しくは調剤報酬の請求に係る明細書又はこれに類すると認められる法令に基づくものをいう。）、介護給付費明細書（生活保護法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律若しくは介護保険法

(平成9年法律第123号)の規定による介護給付若しくは予防給付の請求に係る明細書又はこれに類すると認められる法令に基づくものをいう。)、要介護認定書類(生活保護法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律又は介護保険法の規定による要介護認定に係るものをいう。)又は診療記録(医師法(昭和23年法律第201号)の規定による診療録又はこれに類すると認められる患者の診療を目的に作成した記録をいう。)に関する保有個人情報とする。

2 条例第9条第3項に規定する保有個人情報を提供することができる者の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 前項の診療報酬明細書、介護給付費明細書若しくは要介護認定書類に係る被保険者若しくは被保護者又は診療記録に係る患者(以下「当事者」という。)が未成年者又は成年被後見人の場合におけるその法定代理人
- (2) 当事者から前項に規定する保有個人情報の提供を受けるための実施機関に対する依頼(以下「提供依頼」という。)に関し委任を受けた弁護士
- (3) 当事者が入院療養、歩行困難等の理由により自ら提供依頼をすることができないと認められる場合における当該当事者から提供依頼に関し委任を受けた配偶者又は1親等の血族
- (4) 当事者が死亡している場合における当該当事者の配偶者又は1親等の血族(以下「遺族」という。)
- (5) 遺族が未成年者又は成年被後見人である場合におけるその法定代理人
- (6) 遺族から提供依頼に関し委任を受けた弁護士
- (7) 遺族が入院療養、歩行困難等の理由により自ら提供依頼をすることができないと認められる場合における当該遺族から提供依頼に関し委任を受けた当該遺族の配偶者又は1親等の血族
- (8) 前各号に掲げるもののほか、前項に規定する保有個人情報の提供を受けることが適当であると市長が認める者

(平18規則64・平19規則75・平20規則24・平20規則43・平22規則20・平26規則111・平27規則110・一部改正)

(開示請求書の記載事項等)

第7条 条例第14条の規定による請求(以下「開示請求」という。)は、保有個人情報開示請求書により行うものとする。

2 条例第15条第1項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求をする者が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人(保有特定個人情報にあっては、法定代理人又は委任による代理人。次条第3項、第19条第2項第1

号前段及び第25条第2項第1号前段において同じ。)のいずれに該当するかの別。この場合において、法定代理人に該当するときは、当該本人の未成年者又は成年被後見人の別を含む。

(2) 開示請求をする者が未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。次号、第19条第2項第2号及び第3号並びに第25条第2項第2号及び第3号において同じ。)である場合にあっては、本人の氏名及び住所

(3) 開示請求をする者が未成年者又は成年被後見人の法定代理人で、かつ、法人である場合にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(4) 開示の方法

(平19規則75・平22規則20・平26規則105・平27規則110・一部改正)

(本人確認に必要な書類等)

第8条 条例第15条第2項、第25条第3項、第29条第2項及び第37条第2項に規定する保有個人情報の本人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものは、自動車又は原動機付自転車の運転免許証、旅券、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)その他これらに類するものとして市長が認める書類とする。

2 条例第15条第2項、第25条第3項、第29条第2項及び第37条第2項に規定する保有個人情報の本人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、本人の法定代理人又は本人の委任による代理人)であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものは、戸籍謄本又は成年後見に係る登記事項証明書(本人の委任による代理人にあっては、本人の委任状)その他これに類するものとして市長が認める書類とする。

3 前項の場合において、法定代理人が法人であるときは、同項に規定する書類のほか、前条第1項、第19条第1項若しくは第25条第1項の請求書を提出しようとする者又は条例第25条第1項に規定する保有個人情報の開示を受ける者が当該法人の役員又は職員であることを確認するために必要な書類として市長が認める書類を提出し、又は提示しなければならない。

(平19規則75・平27規則110・一部改正)

(未成年者からの確認書の提出)

第8条の2 市長は、未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、当該未成年者が満15歳に達しているときは、開示することが条例第16条第8号の規定に該当するかどうかの判断に当たり、当該未成年者に開示についての確認書の提出を求めるものとする。

(平19規則75・追加、平26規則105・平27規則110・一部改正)

(本人の委任による代理人に関する確認書の提出)

第8条の3 市長は、本人の委任による代理人から開示請求、条例第28条の規定による請求（以下「訂正請求」という。）又は条例第36条の規定による請求（以下「利用停止請求」という。）がなされた場合は、当該本人に委任をしているかについての確認書の提出を求めるものとする。

（平27規則110・追加）

（開示請求の却下）

第9条 市長は、条例第15条第3項の規定による開示請求書の補正に開示請求者が応じない場合は、当該開示請求を却下するものとする。この場合において、市長は、速やかに保有個人情報開示請求却下通知書によりその旨を当該開示請求者に通知するものとする。

2 前項の規定は、条例の規定に適合しないことを理由に、開示請求を却下する場合について準用する。

（平19規則75・平27規則110・一部改正）

（開示請求に対する決定通知書等）

第10条 条例第20条第1項の規定による通知は保有個人情報開示決定通知書により、同条第2項の規定による通知は保有個人情報非開示決定通知書により行うものとする。

（平19規則75・一部改正）

（開示請求に対する決定期間延長通知書）

第11条 条例第21条第2項の規定による通知は、決定期間延長通知書により行うものとする。

2 条例第22条の規定による通知は、決定期間延長特例通知書により行うものとする。

（事案移送通知書）

第12条 条例第23条第1項の規定による通知は、事案移送通知書により行うものとする。

（第三者保護に関する手続）

第13条 条例第24条第1項及び第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項（第2号に掲げる事項にあつては、同項に該当する場合に限る。）とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 条例第24条第2項各号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

(3) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第24条第1項及び第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示等請求に関する意見照会書により行うものとする。

3 条例第24条第1項及び第2項の規定により提出される意見書は、開示等決定に係る意見書とする。

4 条例第24条第3項の規定による通知は、開示等決定に係る通知書により行うものとする。

5 前各項の規定は、訂正請求及び利用停止請求の場合について準用する。

(平19規則75・平26規則105・平27規則110・一部改正)

(電磁的記録の開示方法)

第14条 条例第25条第1項に規定する電磁的記録の公開の方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録を光ディスク(コンパクトディスクレコードダブルに限る。)に複写したものの交付
- (2) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

(平19規則75・平23規則5・一部改正、平26規則105・全改)

(公文書の閲覧の方法等)

第15条 条例第25条第1項の規定により保有個人情報記録された公文書の閲覧又は視聴をする者は、職員の指示に従うとともに、当該公文書を汚損し、又は破損することがないように丁寧に取り扱いなければならない。

2 市長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがある者に対して、当該公文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(平19規則75・平26規則105・一部改正)

(写しの交付)

第15条の2 公文書の写しの交付を受けようとする者は、当該公文書の複写を希望する箇所等を記載した公文書の写しの交付申込書を市長に提出するものとする。

(平26規則105・追加)

(写しの交付部数)

第16条 公文書の写しを交付するときの交付部数は、開示請求に係る公文書1件につき1部とする。

(平19規則75・平26規則105・一部改正)

(写しの交付に要する費用)

第17条 条例第27条第2項に規定する写しの交付に要する費用の額は、別表第2に定めるとおりとする。

(平19規則75・一部改正)

(郵送による請求)

第18条 開示請求をしようとする者は、病気、身体障害その他やむを得ない理由があると市長が認めるときは、別に定めるところにより、郵送でその請求をすることができる。

2 前項の規定は、訂正請求及び利用停止請求の場合について準用する。

(平19規則75・平27規則110・一部改正)

(訂正請求書の記載事項等)

第19条 訂正請求は、保有個人情報訂正請求書により行うものとする。

2 条例第29条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 訂正請求をする者が当該訂正請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人のいずれに該当するかの別。この場合において、法定代理人に該当するときは、当該本人の未成年者又は成年被後見人の別を含む。

(2) 訂正請求をする者が未成年者又は成年被後見人の法定代理人である場合にあっては、本人の氏名及び住所

(3) 訂正請求をする者が未成年者又は成年被後見人の法定代理人で、かつ、法人である場合にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(平19規則75・平22規則20・平26規則105・平27規則110・一部改正)

(訂正請求の却下)

第20条 市長は、条例第29条第3項の規定による訂正請求書の補正に訂正請求者が応じない場合は、当該訂正請求を却下するものとする。この場合において、市長は、速やかに保有個人情報訂正請求却下通知書によりその旨を当該訂正請求者に通知するものとする。

2 前項の規定は、条例の規定に適合しないことを理由に、訂正請求を却下する場合について準用する。

(平19規則75・平27規則110・一部改正)

(訂正請求に対する決定通知書)

第21条 条例第31条第1項の規定による通知は保有個人情報訂正決定通知書により、同条第2項の規定による通知は保有個人情報非訂正決定通知書により行うものとする。

(平19規則75・一部改正)

(訂正請求に対する決定期間延長通知書等)

第22条 条例第32条第2項の規定による通知は、決定期間延長通知書により行うものとする。

2 条例第33条の規定による通知は、決定期間延長特例通知書により行うものとする。

(事案移送通知書)

第23条 条例第34条第1項の規定による通知は、事案移送通知書により行うものとする。

(提供先への通知)

第24条 条例第35条の規定による通知は、保有個人情報訂正通知書により行うものとする。

(平19規則75・一部改正)

(利用停止請求書の記載事項等)

第25条 利用停止請求は、保有個人情報利用停止請求書により行うものとする。

2 条例第37条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 利用停止請求をする者が当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人のいずれに該当するかの別。この場合において、法定代理人に該当するときは、当該本人の未成年者又は成年被後見人の別を含む。

(2) 利用停止請求をする者が未成年者又は成年被後見人の法定代理人である場合にあっては、本人の氏名及び住所

(3) 利用停止請求をする者が未成年者又は成年被後見人の法定代理人で、かつ、法人である場合にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(平19規則75・平22規則20・平26規則105・平27規則110・一部改正)

(利用停止請求の却下)

第26条 市長は、条例第37条第3項の規定による利用停止請求書の補正に利用停止請求者が応じない場合は、当該利用停止請求を却下するものとする。この場合において、市長は、速やかに保有個人情報利用停止請求却下通知書によりその旨を当該利用停止請求者に通知するものとする。

2 前項の規定は、条例の規定に適合しないことを理由に、利用停止請求を却下する場合について準用する。

(平19規則75・平27規則110・一部改正)

(利用停止請求に対する決定通知書)

第27条 条例第39条第1項の規定による通知は保有個人情報利用停止決定通知書により、同条第2項の規定による通知は保有個人情報利用停止拒否通知書により行うものとする。

(平19規則75・一部改正)

(利用停止請求に対する決定期間延長通知書等)

第28条 条例第40条第2項の規定による通知は、決定期間延長通知書により行うものとする。

2 条例第41条の規定による通知は、決定期間延長特例通知書により行うものとする。

(事案移送通知書)

第29条 条例第42条第1項の規定による通知は、事案移送通知書により行うものとする。

(提供先への通知)

第30条 条例第43条の規定による通知は、保有個人情報利用停止通知書により行うものとする。

(平19規則75・一部改正)

(諮問をした旨の通知)

第31条 条例第45条の規定による通知は、審査会諮問通知書により行うものとする。

(平26規則105・一部改正)

(答申書の写しの送付)

第32条 相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会は、条例第44条の規定による諮問に係る答申をしたときは、答申後遅滞なく答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

(平19規則144・平26規則58・平26規則105・平28規則30・一部改正)

(審査会提出資料等の閲覧等)

第33条 条例第49条第2項の規定による意見書又は資料の写しの送付に係る意見の聴取は、審査会提出資料等の送付に係る意見照会書により行うものとする。

2 条例第49条第3項の規定による閲覧の請求は、審査会提出資料等閲覧請求書により行うものとする。

3 市長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに、当該請求に対する決定を行い、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める通知書により当該請求をした者に通知するものとする。

(1) 当該請求の全部を承諾する場合 審査会提出資料等閲覧承諾通知書

(2) 当該請求の一部を承諾する場合 審査会提出資料等閲覧一部承諾通知書

(3) 当該請求の全部を拒む場合 審査会提出資料等閲覧拒否通知書

(平19規則75・平26規則105・平28規則30・一部改正)

(出資法人等)

第34条 条例第54条に規定する出資法人等は、別表第3に定めるものとする。

(委任)

第35条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年5月20日規則第50号)

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則(平成18年3月19日規則第64号)

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

附 則(平成19年3月9日規則第59号)

この規則は、平成19年3月11日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第75号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月30日規則第144号)

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日規則第24号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第43号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第34号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日規則第20号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月10日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年4月1日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年6月1日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第11号抄）
（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日規則第67号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月1日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月14日規則第18号抄）
（施行期日）

1 この規則は、平成25年3月15日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第34号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日規則第58号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年10月1日規則第105号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年10月1日規則第111号抄）
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年10月2日規則第110号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第8条第1項の改正規定は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第7条第2項、第19条第2項及び第25条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に提出される相模原市個人情報保護条例施行規則第7条第1項、第19条第1項及び第25条第1項の請求書（以下「請求書」という。）について適用し、同日前に提出された請求書については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月31日規則第30号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日規則第18号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（平27規則110・一部改正）

1 条例第7条第2項第1号関係

(1) 市の機関又は国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）（以下「市等」という。）の職員の職務の遂行に関して設置され、市等の職員で構成される会議の構成員の名簿

(2) 市等の職員の職務に係る研修に関して作成された名簿

(3) 市の機関の職員の身分証明書、立入検査証、徴税吏員証等特定の職務に従事する職員であることを証する書類の交付台帳

(4) 庁用車両の利用申込書等実施機関の組織内部又は市等の機関相互の申込手続等に使用される公文書

(5) 時間外勤務命令票、出張命令簿等定められた様式により作成され、専ら市等の職員の職務の遂行に関する個人情報が記録された公文書

(6) その他前各号に掲げる公文書に類すると認められるもの

2 条例第7条第2項第2号関係

- (1) 人事台帳等市の機関の職員（職員であった者を含む。以下同じ。）の人事に関するものが記録された公文書
- (2) 職員給与台帳、期末・勤勉手当支給内訳書等市の機関の職員の給与、手当等に関するものが記録された公文書
- (3) 健康相談実施書類等市の機関の職員の衛生管理に関するものが記録された公文書
- (4) その他前3号に掲げる公文書に類すると認められるもの

別表第2（第17条関係）

（平17規則50・平22規則20・平23規則5・平25規則34・平26規則105・一部改正）

種別	写しの作成の方法	規格	単価
文 書 及 び 図 画	電子複写機により単色刷りしたもの	A3判まで1面	10円
	プリンタにより出力単色刷りしたもの	A3判まで1面	10円
	マイクロフィルムリーダープリンタにより出力単色刷りしたもの	A3判まで1面	10円
	電子複写機により多色刷りしたもの	A3判まで1面	50円
電 磁 的 記 録	光ディスク(コンパクトディスクレコーダブルに限る。)に複写したもの	CD R 700メガバイト	70円
その他			実費を参考に定める額

別表第3（第34条関係）

（平22規則20・平23規則5・全改、平23規則40・平23規則48・平24規則67・平25規則16・平25規則34・平26規則58・一部改正）

名称
相模原市土地開発公社
公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンター
公益財団法人相模原市健康福祉財団
公益財団法人相模原市産業振興財団
公益財団法人相模原市民文化財団
公益財団法人相模原市体育協会

公益財団法人相模原市まち・みどり公社
公益社団法人相模原市シルバー人材センター
公益社団法人相模原市防災協会
一般社団法人相模原市観光協会
社会福祉法人相模原市社会福祉協議会
社会福祉法人相模原市社会福祉事業団
株式会社さがみはら産業創造センター
橋本駅北口第一再開発ビル株式会社